

2020年3月13日

各位

会社名 ロードスターキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩野 達志
(コード番号：3482 東証マザーズ)
問い合わせ先 執行役員最高財務責任者 川畑 拓也
(TEL. 03-6630-6690)

「第8回定時株主総会招集ご通知」の一部変更について

当社は、当社第8回定時株主総会を2020年3月19日開催予定から2020年3月31日開催予定に変更いたしましたと共に、「第8回定時株主総会招集ご通知」の記載事項を一部変更いたしましたので、下記のとおり変更いたします。

なお、当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページには変更済みのものを掲載しております。

記

【変更箇所及び変更内容】(変更箇所は下線で表示しております。)

1. 第8回定時株主総会招集ご通知 1頁
(変更前)

証券コード 3482

2020年2月28日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目10番6号
ロードスターキャピタル株式会社
代表取締役社長 岩 野 達 志

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月18日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2020年3月19日(木曜日)午前10時

(変更後)

証券コード 3482

2020年3月16日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目10番6号
ロードスターキャピタル株式会社
代表取締役社長 岩 野 達 志

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月30日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2020年3月31日(火曜日)午前10時
(3月19日から3月31日に変更させていただいております。)

2. 第8回定時株主総会招集ご通知 26頁

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(2) 剰余金の配当に関する事項

(変更前)

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 3月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	310百万円	14.5円	2019年 12月31日	2020年 3月23日

(変更後)

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 3月31日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	310百万円	14.5円	2019年 12月31日	2020年 3月31日

3. 第8回定時株主総会招集ご通知 42頁

第1号議案 剰余金処分の件

(変更前)

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月23日といたしたく存じます。

(変更後)

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月31日といたしたく存じます。
- ④ 配当支払開始日
2020年4月1日といたしたく存じます。

4. 第8回定時株主総会招集ご通知 43頁

第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

(変更前)

当社においても資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討した結果、当社は、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたく存じます(以下「本自己株式取得」という。)

一株当たりの取得価格につきましては、Renrenとの協議の結果、784円としております。算出方法につきましては、以下「1. 取得に係る事項の内容(4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法」をご覧ください。なお、当該価格は本議案を本定時株主総会に上程することを決定した取締役会の開催日の前日(2020年2月13日)の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値1,035円に対しては24.25%のディスカウントとなります。

1. 取得に係る事項の内容

(3) 株式の取得価額の総額	3,998,400,000円
(4) 株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法	784円 (2019年11月1日から2020年1月31日までの3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の平均価格980円から20%のディスカウントを行った価格)
(5) 取得期間	2020年3月19日～2020年4月15日

2. その他

本自己株式取得にあたっては、Renren以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、本定時株主総会開催日の5日前(2020年3月13日)までに、当社に対し本自己株式取得の相手方であるRenrenに加えて、自己を本自己株式取得の相手方(売主)に追加するよう請求(以下「売主追加請求」という。)することができます。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得に関する会社法第158項第1項の規定による通知の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に提出した修正前の本議案に賛成する旨の議決権行使書は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の議決権行使書は修正後の議案についても反対するものとして取り扱うことといたします。

当社は、本議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、本自己株式取得の詳細をRenren及び売主追加請求を行った株主の皆様へ通知いたします。当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込みのあった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第159条第2項に従って按分されることとなります。

売主追加請求の具体的な請求の方法として、売主追加請求を行う株主の皆様におかれましては、「社債、株式等の振替に関する法律」第154条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をさせていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を御提出いただくこととなります。個別株主通知に係るお手続きについては、一定の日数を要することから、お取引のある証券会社にご確認いただいたうえで、前述の「本定時株主総会開催日の5日前まで」に一連のお手続きを終了されるようにご留意いただきたくお願い申し上げます。

(変更後)

当社においても資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討した結果、当社は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたく存じます(以下、「本自己株式取得」という。)。

一株当たりの取得価格につきましては、Renrenとの協議の結果、以下「1. 取得に係る事項の内容 (4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法」記載の方法にて算出することとしております。当該算出方法につきましては、当初2020年3月19日開催予定だった株主総会における「特定の株主からの自己株式取得の件」に係る議案の算出方法からは変更しておりますが、これは、最近の市場動向や当社株価の動向、及び取得価額の総額等を勘案し、より資本効率の向上が図ることができ、他の株主の皆様の利益にも繋がるものと考えております。

1. 取得に係る事項の内容

(3) 株式の取得価額の総額	3,998,400,000円(上限)
(4) 株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法	以下のいずれか低い価格 ・ 784円 (2019年11月1日から2020年1月31日までの3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の平均価格980円から20%のディスカウントを行った価格) ・ 本定時株主総会開催日前日である2020年3月30日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の最終価格(但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格)。
(5) 取得期間	2020年3月31日～2020年4月15日

2. その他

本自己株式取得にあたって株式1株を取得するのと引き換えに交付する金銭等の額は、前記「1. 取得に係る事項の内容 (4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法」に記載の通り、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されたものを超えないため、Renren以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第2項及び第3項による売主追加議案の請求は生じません。

第3号議案 定款一部変更の件

(変更前)

1. 提案の理由

当社グループの事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、現行定款第2条(目的)に新たな事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~12. (条文省略)</p> <p>13.インターネットのホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>14.前各号に付帯するその他一切の業務</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.~12. (現行どおり)</p> <p>13.インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理</p> <p>14.不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>15.金銭の貸し付け、債務の保証並びにその他金融業務</p> <p>16.前各号に付帯するその他一切の業務</p> <p>2.当社は、前項に定めるところに加え、前項各号の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。</p>

(変更後)

1. 提案の理由

当社グループの事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、現行定款第2条(目的)に新たな事業目的を追加し、当社の安定的な取締役会運営のため、第22条第2項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (条文省略) 13.インターネットのホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理 (新 設) (新 設) 14.前各号に付帯するその他一切の業務 (新 設)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.~12. (現行どおり) 13.インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理 14.不動産特定共同事業法に基づく事業 15.金銭の貸し付け、債務の保証並びにその他金融業務 16.前各号に付帯するその他一切の業務 2.当社は、前項に定めるところに加え、前項各号の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。
(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2.補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役の任期) 第22条 (現行どおり) (削除)

6. 第8回定時株主総会招集ご通知 49頁

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役候補者 有泉毅の氏名のふりがな

(変更前)

有泉 毅

(変更後)

有泉 毅